

「公民館，その他の社会教育施設の開館に向けた考え方について」の変更点

令和2年5月29日

変更した内容	具体的変更箇所
国の緊急事態宣言が解除されたため，予定期間の記述を削除	<p>p 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5月31日（国の緊急事態宣言期間予定）」を「5月31日」に変更
令和2年6月1日からの県外からの利用について記述	<p>p 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「6月1日からは，『新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について』の『2 移動の自粛について』を踏まえて，対応すること」について追加 <p>（参考 対応の内容） 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について 2 移動の自粛について（法第24条第9項）【令和2年6月18日まで】 ・5月21日に緊急事態宣言が解除された3府県へは令和2年6月11日まで，25日に緊急事態宣言が解除された5都道県へは令和2年6月18日まで，不要不急の移動は避けること。 ・その他の県へは，感染状況や移動先の県が出す情報などを確認して，リスクが高い地域への移動は控えること。</p>
令和2年6月1日からの，イベントでの対応について記述	<p>p 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イベント開催の制限【令和2年6月1日から】 令和2年6月1日からは，『新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について』の『3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項）（1）イベントの開催条件』を踏まえて対応すること」について追加 <p>（参考 対応の内容） 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について 3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項） （1）イベントの開催条件【令和2年6月18日まで】 ・屋内であれば100人以下，かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。 ・屋外であれば200人以下，かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m） を目安としつつ，次のような感染防止対策を講じた上で，開催することができる。 ①3つの密の発生が原則想定されないこと。 ②入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用等，適切な感染防止対策が講じられること。 ③イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。 ④密閉された空間で，大声での発声，歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また，全国的かつ大規模な催物等の開催については，リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう，主催者に慎重な対応を求める。 なお，イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や，導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。</p>
「イベント開催の制限」変更に伴い，参考資料を追加	<p>p 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」のURLを追加